

スポーツ庁

平成 23 年に制定された「スポーツ基本法」においては、スポーツは、世界共通の人類の文化であり、国民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人の権利であるとされています。

また、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を果たすものとされています。

スポーツ庁は、このような理念を実現するため、国際競技力の向上、スポーツを通じた健康増進、地域・経済の活性化、国際交流・協力、障害者スポーツの振興、学校体育の充実など、関係省庁や企業と連携しながらスポーツ行政を総合的・一体的に推進しています。

1

スポーツ基本計画

「スポーツ基本計画」は、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的・計画的な推進を図るために定めるものであり、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での、重要な指針となるものです。

令和4年3月に策定された「第3期スポーツ基本計画」（以下、「第3期計画」という。）では、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策を示すとともに、第2期計画における「する」「みる」「ささえる」という視点に、

- ① スポーツを「つくる／はぐくむ」、
 - ② 「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、
 - ③ スポーツに「誰もがアクセス」できる、
- という「新たな3つの視点」を加え、それぞれの視点に

おいて具体的な施策を示しています。

スポーツ庁は第3期計画に基づき、全ての人がスポーツの力で輝き、前向きで活力のある社会、絆の強い世界、豊かな未来の実現を目指して、スポーツ行政に取り組むこととしています。

2

スポーツ振興財源

令和5年度のスポーツ庁予算は、約 359 億円を計上しました。一方、国費では行き届きにくいスポーツ振興活動への助成を行い、スポーツ振興の補完的財源としての役割を果たしているのがスポーツ振興投票とスポーツ振興基金です。

(1) スポーツ振興投票

スポーツ振興投票は、誰もが身近にスポーツに親しめる環境の整備、将来性を有する競技者の発掘・育成等のための財源の確保を目的として、超党派のスポーツ議員連盟により提案され、平成 10 年5月に議員立法として成立した「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」により創設されました。

スポーツ振興投票の対象となる試合の指定、くじの販売、試合結果に基づく当せん金の確定及び払戻等の業務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」という。）において実施されており、これまで、サッカーの複数の試合結果（勝敗・得点）を対象として、購入者が自分で予想を行う「toto」、コンピュータがランダムで試合結果を選択する「BIG」の大きく2種類の商品が販売されてきました。これに加えて、令和4年9月からサッカー又はバスケットボールの単一試合や競技会を対象とする新商品「WINNER」が新たに販売されており、現在は大きく3種類の商品が販売されています。

スポーツ振興投票の実施により得られる収益は、スポー

ツの振興を目的とする事業への助成に活用されており、令和4年度は、約 148 億円を、地方公共団体やスポーツ団体へ配分しています。

(2) スポーツ振興基金

スポーツ振興基金は、国際競技力の向上及びスポーツの裾野拡大を図る活動に対して安定的・継続的な助成を行う制度として、平成2年に政府出資金を受けて設立されました。

現在は、JSC が運営主体となって、民間寄附金の運用益や国の交付金を主な原資に助成事業が行われており、令和4年度は、スポーツ団体が行うトップアスリートの強化事業等に約 19 億円を配分しています。

3

スポーツを通じた健康増進

「スポーツ基本法」の前文において、「スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠」であると規定されています。国民医療費の増大や高齢化の更なる拡大が予想される中、スポーツに取り組むことによる効果として、健康増進、健康寿命の延伸が注目されています。

スポーツを通じた健康増進を図っていくためには、国民全体のスポーツへの参画を促進するとともに、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、国民の誰もがスポーツに親しむことのできる環境整備が必要です。スポーツ庁では、第3期スポーツ基本計画において、成人のスポーツ実施率を 70% 程度とすることを目標に掲げており、子供や働く世代・子育て世代、高齢者、女性など、ライフステージに応じたスポーツ環境の整備に取り組んでいます。また、蓄積された科学的知見の普及・活用を図るため、スポーツを通じた健康増進に関する総合研究事業にも新たにに取り組んでいます。引き続き、スポーツが生涯を通じて人々の生活の一部となることで、一人一人の人生や社会が豊かになるという「Sport in Life」の理念の拡大に向けた取組を進めていきます。

4

子供のスポーツ機会の充実

(1) 子供の体力の現状と課題

人間が発達・成長し、創造的な活動を行っていくためには、健康・体力の保持・増進が重要です。一方で、「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、同年度における小・中学生の体力合計点は、令和元年度調査から連続して男女ともに低下しました。低下の主な要因としては、肥満である児童生徒が増加していること、朝食欠食、睡眠不足、スクリーンタイム増加など、生活習慣に変化が生じていることのほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、マスク着用中の激しい運動の自粛なども考えられます。

こうした現状に対して、スポーツ庁としては、①幼児期における運動習慣形成の取組の強化、②体育の授業における子供の運動意欲の向上、③授業以外の場における運動時間の増加等により、子供の運動習慣形成や体力向上に繋がる取組を進めてまいります。

(2) 運動部活動改革について

これまで運動部活動は、生徒のスポーツに親しむ機会を確保する役割を担ってきたのみならず、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じた責任感・連帯感の涵養や、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係を構築する役割も担っていました。

しかし、少子化の進展により、従前と同様の学校単位での部活動運営は困難となり、さらに学校や地域によっては部活動自体の存続が厳しい状況にあります。また、必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難となっています。

少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ活動に継続して親しむ機会を確保し、「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ資源を最大限活用しながら、生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現するため、学校における部活動改革は必要不可欠です。スポーツ庁としては、令和4年6月にスポーツ庁長官に手交された検討会議の提言等を踏まえ、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方と

ともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について示した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を令和4年12月に策定・公表しました。本ガイドラインでは、令和5年度から7年度までを「改革推進期間」として位置づけ、休日の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしています。スポーツ庁としても、実証事業の着実な実施や、先進事例の周知など、必要な施策を総合的・一体的に講じていきます。

5

スポーツに関わる多様な人材の育成

(1) スポーツ指導者の資質能力の向上

スポーツの場において、適切な資格や知見を有した指導者の養成・確保が課題になっています。このため、スポーツ庁は、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）が実施する公認スポーツ指導者制度を支援することを通じて、年齢や性別など多様なスポーツニーズに対応し、スポーツの価値を脅かす体罰、暴力、不法行為等を行わず、アスリート等の人間的成長を促す事ができる指導者の養成を推進しています。

(2) アスリートのキャリア支援

アスリートが競技外のキャリアにおいてスポーツで培った能力を発揮し活躍することは、アスリートが有する価値を社会に還元するという点で大変重要である一方で、現役時のアスリートへのキャリア形成支援の不足等の課題が指摘されています。このため、スポーツ庁は、多様な分野でのアスリートの活躍事例の収集・調査分析や、スポーツ団体・大学・企業等の関係者が連携して取り組むスポーツキャリアサポートコンソーシアムの運営を通じた情報提供等、多様な分野におけるアスリートのキャリア創出を促進しています。

6

障害者スポーツの振興

東京2020パラリンピック競技大会は、共生社会の必要性を意識させる契機となりました。東京大会のレガシーとして、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をより一層進めるため、文部科学省内に障害者スポーツ振興方策に関する検討チームを設置し、昨年8月に今後の方向性等について報告書を取りまとめ公表しました。この報告書も踏まえ、障害者スポーツの振興を通じた共生社会を実現していくために、ワーキンググループを設置し、引き続き、障害者スポーツの振興における課題について具体的な施策を検討していきます。

令和5年度は、報告書に取りまとめた障害のある方もない方も「ともにスポーツを楽しむ」という考え方のもと、公園や商業施設などのオープンスペースを活用したインクルーシブなスポーツ実施環境を整備するため、障害者スポーツ団体と地域、企業、ボランティア等による有機的な連携体制を構築するとともに障害者スポーツ団体の組織強化に取り組めます。また、スポーツへのアクセスに困難がある人に対するアクセスの改善に向けて、重度障害・重複障害等の実態把握が十分でない障害種に関する調査研究、障害者スポーツの指導・普及等のための競技別マニュアル等の作成、デジタル技術を活用した障害者スポーツ実施環境の整備の取組を進めます。さらには、特別支援学校等の児童生徒の運動・スポーツ活動の充実の観点から、地方公共団体等と地域の多様な組織・団体が連携しながら本人の希望に合わせて活動を継続できるようなモデルの構築に取り組めます。

7

大学スポーツの振興

大学におけるスポーツ活動には、大学の教育課程としての体育の授業、学問体系としてのスポーツ科学及び課外活動（体育会活動、サークル活動、ボランティア等）の2つの側面があります。全ての学生がスポーツの価値を理解することは、大学の活性化やスポーツを通じた社会発展につながるものです。また、大学の持つスポーツ

資源（学生、指導者、研究者、施設等）の活用は、市民の健康増進や障害者スポーツの振興等に資するとともに、地域や経済の活性化の起爆剤となり得るものです。

このため、平成30年7月より大学、学生競技連盟が中心となり開催された準備委員会を経て、大学横断的かつ競技横断的統括組織である一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）が平成31年3月1日に設立されました。

スポーツ庁は、UNIVASの設立理念に基づいた学業充実、安全安心・医科学、事業・マーケティング分野等の活動事業をサポートするとともに、各大学における大学スポーツへの適切な関与・支援体制の構築や、大学が有する資源を活用した地域活性化を推進しています。

UNIVASでは、大学スポーツを「体験する」、「応援する」、「支援する」という3つの活動指針のもと、学業充実・デュアルキャリア形成、安全安心なスポーツ環境整備、大学スポーツ認知拡大、大学スポーツによる地域振興等を推進するための事業を行っています。

8

スポーツの成長産業化

スポーツは産業としての一面も持ち、スポーツで「稼ぐ」ことで、スポーツ産業を活性化すれば、その収益でスポーツ環境を改善することができ、スポーツ参画人口の拡大にもつながります。そしてスポーツ環境の改善や参画人口の拡大は、スポーツ産業を更に活性化する原動力となります。このように、スポーツの成長産業化はスポーツ振興の重要な柱の一つであり、スポーツ参画人口の拡大に至る循環を自律的に拡大させていくことが重要です。

このため、国は具体的な数値目標として2025年までにスポーツ市場規模を15兆円とする目標を掲げ、スポーツ産業における新たな収益源の確保に向けたスポーツの場におけるテクノロジーの活用や、コストセンターとされてきたスタジアム・アリーナをまちづくりや地域活性化の核として多様な世代が集う交流拠点へ変革するスタジアム・アリーナ改革、スポーツそのものがもつ価値の高度化、民間投資の促進及び産業の裾野拡大につながるスポーツ界と他業界の共創による新事業創出など、様々な施策を推進しています。

9

地域のスポーツ施設の整備・運営

地域住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる場として、地域のスポーツ施設は重要な役割を果たしてきたところですが、今後予想される、施設の老朽化、財政の制約、人口減、少子高齢化等の社会の変化に伴う住民ニーズの変化に、より一層対応していくことが必要となっています。スポーツ庁では、学校施設環境改善交付金等による社会体育施設・学校体育施設の整備に対するハード面の支援のほか、スポーツ施設のストック管理に関する計画策定、学校体育施設の有効活用、施設管理・運営の優良事例の収集・紹介といったソフト面の対応も進めてきました。

今後も、地方公共団体や民間事業者、関係団体等と連携し、地域や経済の活性化に貢献するスポーツ施設の整備・運営を推進していきます。

10

スポーツツーリズム振興に向けた取組

(1) 地域スポーツコミッションの活動支援

スポーツ庁は、スポーツによるまちづくりを推進する組織である「地域スポーツコミッション（地域SC）」の設立及び新たな事業展開への支援を行っています。令和4年度は、18件の取組を支援しました。

地域SCの設置数は、令和4年10月時点で195箇所であり、今後は、地域SCの基盤人材の育成・確保の取組を推進していきます。

(2) 地域資源を活かしたスポーツツーリズムコンテンツの磨き上げについて

スポーツ庁は、スポーツツーリズム需要拡大戦略等に基づき、重点テーマである武道やアウトドアスポーツを中心とした新たなスポーツツーリズムの創出等を推進しています。令和4年度は、7件の取組を支援するとともに、コンテンツと連携したデジタルプロモーションや、文化庁及び観光庁と連携した「スポーツ文化ツーリズムアワード」を実施しました。

(3) スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰

以上の取組に加え、スポーツによるまちづくりに積極的に取り組もうとする自治体を応援するため「スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰制度」を創設しました。

令和4年11月に開催した式典「スポまち!長官表彰2022」では、20自治体が受賞され、室伏長官より参加した首長に対し表彰状をお渡ししました。また、特別ゲストを迎え、「スポーツのチカラで地域に活力を」をテーマにトークセッションを行ったほか、受賞自治体の取組紹介なども実施しました。式典には多くの報道陣も参加するなど、「スポーツ・健康まちづくり」への注目度が高まっています。



スポーツを通じた国際交流・協力 国際競技力の向上

(1) 国際交流・協力に向けた取組

スポーツ庁は、「Sport for Tomorrow」事業をはじめ、各国とのスポーツにおける連携を強化するための政策対話の枠組みづくりや参画等、様々な施策を通じて、スポーツによる国際交流・協力に取り組んでいます。

また、国際スポーツ界における我が国のプレゼンス（影響力）の向上とスポーツによる国際社会の発展への貢献を図るため「スポーツ国際展開基盤形成事業」を実施しています。

本事業は、我が国の情報収集・発信能力を高めるとともに、スポーツ国際政策の展開を促進するための基盤形成を目的としており、国際競技連盟（IF）等の日本人役員の増加・再選に向けた取組や国際スポーツ界の中核的存在となる人材育成、国内外のネットワークの強化等の支援を行っています。

さらに、スポーツ産業分野では、国際展開に関心を持つ企業・団体に向け情報発信やネットワーク構築を目的としたプラットフォーム「JSPIN（Japan Sports Business Initiative）」を立ち上げました。

我が国のスポーツとスポーツ産業の海外展開の促進のため、更なる取組を進めています。

(2) 国際競技大会の招致・開催に対する支援

我が国で国際競技大会を開催することは、スポーツの

振興や国際交流、国際親善や経済・地域の活性化等にも大きく寄与することから、スポーツ庁では、国際競技大会の招致・開催が円滑に行われるよう、関係団体・府省庁との連絡調整を行い、必要な協力・支援を行っています。

さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元理事等の逮捕・起訴事案を受け、今後の大規模国際競技大会等の運営の透明化、公正化を図るための指針を策定するため、昨年11月にスポーツ庁と日本オリンピック委員会（JOC）がプロジェクトチームを設置しました。本年3月には、大会の適切な運営に当たり遵守すべき11の原則を規定した指針を策定したところです。今後は、本指針の実効性確保に向け、大規模国際競技大会の招致・開催に向けて取り組んでいる関係団体へ周知を図る等、引き続き関係団体への支援を進めていきます。

(3) 国際競技力の向上

我が国のアスリートが国際大会で躍動する姿は、国民に勇気や感動を届け、スポーツへの関心を高めるものであり、社会に活力を生み出し、経済の発展にも広く寄与するものです。東京2020大会や北京大会における多くの日本代表選手の活躍が一過性のもので終わらぬよう、国際競技力の向上に資する施策を、継続して効果的・効率的に進めていく必要があります。

スポーツ庁としては、「持続可能な国際競技力向上プラン」（令和3年12月27日）及び第3期計画を踏まえ、中長期の強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、アスリート育成パスウェイの構築、スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援やトレーニング環境の充実等に取り組んでいます。こうした取組に加え、「地域におけるスポーツ医・科学支援の在り方に関する検討会議提言」（令和4年11月29日）を踏まえ、令和5年度より、全国のアスリートがスポーツ医・科学支援を受けられる環境の整備に取り組むこととしています。来年に迫るパリ大会等を見据え、引き続き、地域とも一体となって、我が国の国際競技力の一層の向上に取り組んでまいります。